

あなたの暮らしのパートナー **ぶぎん税務相談室**第6回 **新しい医療費控除** —セルフメディケーション税制—

医療費控除は医療費が10万円を超えないと受けられないと思っていましたが、1万2千円を超えれば受けられるようになったと聞きました。本当ですか。



所得税の医療費控除は、平成29年1月1日から、従来の医療費控除のほかに「セルフメディケーション税制」という特例が創設され、いずれかを選択適用できることになりました。

## 1 従来の医療費控除

1年間（1月1日から12月31日）にあなたやあなたと生計を一にする親族の方の医療費であなたが支払った額の合計額から保険などで補てんされた額を差し引いた額が10万円か所得金額の5%相当額のいずれか少ない額を超えた場合に、超えた金額（最高200万円）が医療費控除として所得税の計算上控除できる制度です。

対象となる医療費は、①医師や歯科医師による診療や治療の対価や、②治療や療養に必要な医薬品の購入の対価などです。通院費なども含まれます。

## 2 セルフメディケーション税制

医療費控除の特例として新たに創設された制度で、健康診断などを受けている人が1年間（1月1日から12月31日）に支払った医薬品の購入費が1万2千円を超えた場合に、その超えた金額（最高8万8千円）が医療費控除として所得税の計算上控除できる制度です。

この特例は、従来の医療費控除に比べて、対象となる人・医療費・期間が限定されています。

## (1) 対象となる人

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として、①特定健康診査（いわゆるメタボ健診）、②予防接種、③定期健康診断（事業主健診）、④健康診査、⑤がん検診のいずれかを受けている人

## (2) 対象となる医療費

市販薬のうち、医療用から転用された特定成分

皆様 こんにちは

今年の夏は暑かったですね。夏の疲れはもう癒されましたか？今月は医療費に関するご質問をご紹介します。どうぞ一読ください。

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

杉山 秀夫（関東信越税理士会大宮支部）

大井賀津子（関東信越税理士会川越支部）

を含む医薬品（スイッチOTC医薬品）をあなた又はあなたと生計を一にする親族のために購入した場合の購入対価

## (3) 対象となる期間

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に購入した場合

「スイッチOTC医薬品」とは、聞きなれない名前ですが、療養の給付として支給される薬剤との代替性が高いものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して定めたもので、具体的な品目は、厚生労働省のホームページに掲載されています。また、対象薬品の多くに下の共通識別マークが付いていますし、レシート等には購入品目がセルフメディケーション税制対象商品であることが明記されています。

セルフメディケーション税制を受ける場合は、従来の医療費控除と同じく確定申告書に医薬品購入費の明細書を添付するほか、セルフメディケーション税制を受けようとする年に「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類の添付又は提示が必要になります。

レシート等は税務署長から提示又は提出を求められることがありますので、確定申告期限等から5年間は大切に保存してください。

より詳しくお知りになりたい方は、武蔵野銀行各支店の窓口またはぶぎん地域経済研究所へお尋ねください。

セルフメディケーション

税 控除 対象